平成２８年（フ）第１０５１号
埼玉県川口市大字榛松278－４－101
債務者　小野寺秀人
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５２号
東京都西東京市栄町１丁目10―10―305
債務者　横山　裕一
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５３号
千葉県浦安市北栄３丁目３－22―203
債務者　大森　良枝（旧姓照井）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５４号
埼玉県所沢市上新井２丁目33－６
債務者　石田　智之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５５号
東京都北区赤羽西５丁目５－７―208
債務者　柘野　幸代
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０６８号
東京都多摩市一ノ宮１丁目15－５
債務者　瀬戸　勝治
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０７６号
東京都練馬区大泉学園町４丁目21－３　ドゥエル大泉学園Ａ棟101
債務者　山添　大介（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０８４号
東京都中野区弥生町３丁目36―10　ＫＮ・ＴＷＯ　305
債務者　三井　高敏
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０８６号
東京都大田区上池台４丁目25―20
債務者　栗原　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９０号
東京都練馬区大泉学園町８丁目10―18―108
債務者　麻田　宜成
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９３号
東京都大田区萩中１丁目14―30―301
債務者　舟山せい子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９５号
東京都文京区大塚４－21―18―502、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区若柳890－５－203
債務者　上野　要一
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９８号
東京都墨田区両国２丁目17―17―501
債務者　榊原さくら
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１０５号
東京都墨田区向島３丁目３－７―701
債務者　山野　義彦
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１０６号
東京都墨田区緑３丁目６－２―201
債務者　池田　康子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１０７号
東京都台東区根岸２丁目20―14　青木ビル
債務者　堀井ひとみ
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部